

第六五回国会の審議過程 における主要な討議事項

第六五回国会（通常会）は、昭和四十五年十二月二十六日から昭和四十六年五月二十四日までその審議を行なった。この間政府提案にかかる法案は、所得税法、法人税法、相続税法、入場税法及び租税特別措置法の各一部改正法並びに自動車重量税法をすべて可決成立させることができた。国会においては、これらの税法の審議の過程や予算の審議の過程で、大蔵委員会、予算委員会を中心として、税制に関する様々な討議が行なわれた。それらの様々な討議のうちで主要な事項を紹介することとした。

なお、これらの事項は、昭和四十六年六月四日に再開された税制調査会総会において報告がなされ、新たな視点からその検討が行なわれた。

II 国税関係 II

国税関係では、今後の税負担のあり方、税体系における直接税と間接税のあり方、今後の所得税減税の方向、付加価値税についての

考え方、物価と税制、国税と地方税の一本化等の諸問題について、一般的な質疑が行なわれたほか、主として次のような議論があった。

〔所得税〕

- ① 今後においても、わが国の物価水準、所得水準の推移に即応して課税最低限の引上げ等引き続き所得税の減税を行なうこと。
- ② 給与所得控除の定額控除を引き上げること。実額控除を認めること。
- ③ 退職所得控除の引上げを行なうこと。
- ④ 扶養親族のない寡婦を寡婦控除の適用対象に含めること。また、寡婦控除を扶養控除よりも大きくすること。
- ⑤ 老年者控除を引き上げること。
- ⑥ 老人扶養控除制度を創設すること。
- ⑦ 未成年者控除制度を創設すること。
- ⑧ 住宅費控除制度を創設すること。
- ⑨ 教育費控除制度を創設すること。
- ⑩ 個人事業者について、事業主報酬の必要経費算入を認めるか又は勤労所得控除を設けること。
- ⑪ 二分二乗課税方式を採用すること。

⑫ 税率の緩和を行なうこと。

〔法人税〕

① 不況期に引き下げた基本税率を従前の水準に回復すること。

とくに、現行の法人税率の特例の期限が到来した場合においても、特例施行前に戻すことなく、これをさらに引き上げること。中小法人に対しては二段階あるいは三段階の軽減税率を適用すること。

② 同族会社の留保金課税の非課税限度額を六百万円程度に引き上げること。

③ 製品保証等引当金制度について、対象追加を慎重に行なうこと。

金融機関の貸倒引当金について、実情に即し改正を行なうこと。

〔贈与税〕

夫婦間の贈与に対する贈与税の基礎控除の引上げを行なうこと。

〔間接税〕

① 物品税の課税範囲、税率、免税点について洗い直すこと。

② 付加価値税については、今後の税体系のあり方との関連から十分検討すること。

③ 国の文化政策等の見地から入場税を撤廃すること。あるいは

入場税の免税点を大幅に引き上げること。

キャンブルに対する入場税の課税を強化すること。

④ 酒税について企業規模（製造数量の多寡）により税率に差等を設けること。また級別制度を廃止し従価税制度を導入すること。

⑤ 砂糖消費税について、物価との関連上軽減を考慮すること。

⑥ 現行自動車関係諸税を整理統合すること。また、総合交通対策をすみやかに確立すること。

自動車重量税の創設にあたっては、関連産業に与える影響、中小企業に与える影響、公共料金、物価に与える影響等を十分考慮すること。また、自動車は国民の必需品であるから、税負担が過重とならないよう充分留意すること。

〔租税特別措置〕

① 租税特別措置については、常にその政策目的の合理性、政策手段としての有効性等について慎重な検討を行ない、租税負担の公平の原則とのバランスに配慮しつつ、その整備合理化を図り、国民の信頼に応える税制の確立に努めること。

② 勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税限度額を郵便貯金の場合と同じ百五十万円とすること。少額貯蓄非課税制度、少額国

債非課税制度、郵便貯金の非課税や勤労者財産形成貯蓄非課税制度の各種貯蓄優遇制度は整理統合して一本化すること。現在の一般大衆の貯蓄水準からみて少額貯蓄、少額国債の非課税限度は引き上げるべきであるとは考えられないこと。

③ 社会保険診療報酬課税の特例制度(必要経费率七二%の法定)を廃止すること。

④ 公害を発生する企業に対する公害税または放出税の創設を検討すること。

⑤ 貿易収支の現状にかえりみ、輸出振興税制を全廃し、これによる増収分を社会資本の充実に充てること。

⑥ 減耗控除制度は、早急に改廃を検討すること。

⑦ 交際費については、否認割合の引上げにとどまらず、基礎控除額及び資本基準による控除率の段階的引下げ等抜本的な対策を講ずること。

⑧ 交際費課税と同様、広告費についても一定限度を設け、これを上回るものに課税すること。

⑨ 空閑地税などにより法人の土地保有を抑制するような措置を検討すること。

資料

〔国税・地方税を通ずる徴税の一本化〕

国税、地方税を通ずる徴税の一本化を検討すること。

II 地方税関係 II

国、地方を通ずる税源配分、市町村とくに大都市及びその周辺都市の税源の充実強化を図ること等について、一般的な質疑が行なわれたほか、次のような議論があった。

〔地方税のあり方〕

独立性を阻害することのないよう配慮すること。また、独立税源の充実確保につとめること。

〔住民税〕

① 課税最低限の引上げを図ること。

② 高額所得に対する税率の累進度を高めること。

③ 法人税割の税率を大幅に引き上げること。

④ 超過課税の合理化を図ること。

〔事業税〕

① 課税標準に付加価値要素を導入することについて検討すること。

- ② 事業主控除の引上げにつとめること。

〔固定資産税及び都市計画税〕

① 市街化区域内において引き続き営農を希望する者に対しては、市街化調整区域への編入等により農地並みの課税とするよう十分配慮すること。

② 都市計画税の課税対象に償却資産を加えることについて検討すること。

〔電気ガス税〕

① 非課税等の特例措置についてその合理化につとめること。

② 負担の軽減を図ること。

〔大都市税〕

大都市及びその周辺都市に対する税財源の充実につとめること。

〔地方道路目的財源〕

地方道路目的財源とくに市町村の道路目的財源の充実につとめること。

〔土屋俊康〓大蔵省主税局総務課〕